証拠資料集

告訴人 株式会社WISE PROPERTIES
被告訴人　　岩尾俊兵　株式会社トライアイズ代表取締役
　　慶応義塾大学准教授　東京大学経営博士
※各資料に出所・日時付記

資料1　「財産差押え実施済」　　X投稿
資料2　〔取引先A〕との売買契約第18条（買主による解除）　　抜粋
資料3　「警察関係者から逮捕の太鼓判」　　X投稿
資料4　株式会社WISE PROPERTIESを社名で特定　　X投稿
資料5　風評棄損による4件の不動産契約解除通知　　Eメールコピー
資料6　「虚偽かつ不法を理由として記事削除」　　X投稿
資料7　被告訴人の発表と異なるPR TIMES社による理由説明
資料8　「威力業務妨害罪・名誉毀損罪と断定」　　X投稿
資料9　Yahoo!ファイナンス掲示板・被告訴人投稿の全文転載　　拡散
資料10　Yahoo!ファイナンス掲示板・逮捕関連発信とWISE PROPERTIESの契約解除　　投稿
資料11　Yahoo!ファイナンス掲示板・告訴人への攻撃　　投稿

※資料1　「相手方の財産を差押えしている」　　X投稿

2026年9月4日17時21分19秒／岩尾俊兵 @iwaoshumpei
https://x.com/iwaoshumpei/status/2095789289632387240
保存データ；
投稿番号：2095789289632387240。
X投稿の本文・引用関係を保存した電子記録：上記画像の本文に一致
引用先:2095787439118061642　(JSONファイルコード)

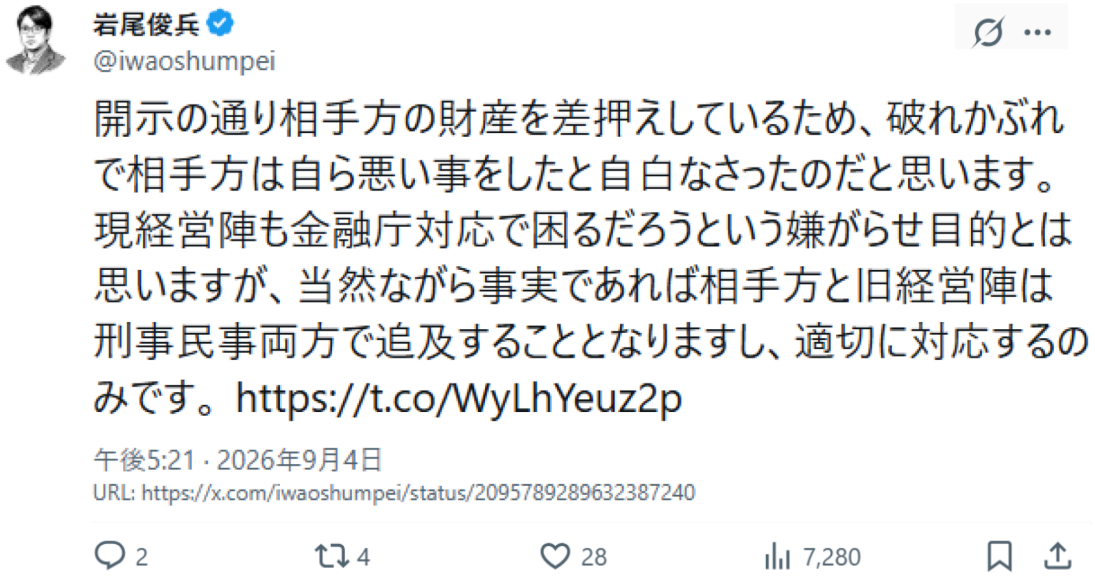

【上記投稿の事実関係】

- 被告訴人は、2026年9月4日、「相手方の財産を差押えしている」と公表

- 「財産を差押えしている」との表現は、単に訴訟又は請求が存在するというものではない。相手方の財産に裁判判決等を経た差押えという確定した法的保全の事実表現
- 本件投稿時、株式会社トライアイズによる株式会社WISE PROPERTIESの財産への差押えは不存在。（仮差押えについても同様）
- 被告訴人は、その後の発信において株式会社WISE PROPERTIESを社名で明示（資料4）
- 取引先も本投稿を株式会社WISE PROPERTIESの財産に対する差押えの事実として認識している（資料5）。
- 当該投稿の画面上、閲覧数7,280件

差押えと仮差押えの区別

- 仮差押えは、将来、裁判所の判決等の内容によっては強制執行を行う可能性があるため、あらかじめ財産を仮に保全するため、被保全権利及び保全の必要性についての疎明（証明である必要はない）に基づき発令され得る暫定的保全処分である。
- これに対し、差押は私人間の金銭債権について本執行として行われ、原則として、確定判決その他の債務名義に基づいて行われる強制執行措置の一部であり、取立て又は換価等に進む
- 両者の手続段階及び法的性質は大きく異なる。仮差押えは裁判前の仮の措置であり、差押えは裁判の確定判決等による競売等を前提とした保全措置である。
- なお、本投稿の「差押え」との表現を「仮差押え」の趣旨に解したとしても、株式会社トライアイズによる株式会社WISE PROPERTIESの財産への仮差押えも同様に存在しない。この点は予備的に述べるものであり、両者を同視することを認める趣旨ではない。

「差押えの不存在」については代表者陳述書にも、対象財産を不動産・預金・売掛金等まで含めて明記している。

※資料2　〔取引先A〕との売買契約第18条（買主による解除）抜粋

第 18 条（買主による解除）

売主について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、買主は、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3　売主の財産について、差押え、強制執行、担保権の実行若しくは滞納処分その他これらに類する手続の申立てがなされ、又はこれらの手続若しくは処分が開始若しくは実行された場合。

4　売主について信用不安、不祥事その他その信用、名誉若しくは社会的評価を害する事由が生じ、又は売主と買主との間の信頼関係が社会通念上大きく損なわれたことにより、買主が本契約又は売主との取引を継続することが不適当であると客観的に認められる場合。

5　前各号のほか、これらに準ずる事由が生じたと買主が合理的な根拠に基づき判断した場合。

【記載との事実関係】

- 資料5の解除対象となった不動産売買契約の第18条3項は、売主の財産について、差押え、強制執行、担保権の実行若しくは滞納処分その他これらに類する手続の申立てがな

され、又はこれらの手続若しくは処分が開始若しくは実行された場合を、買主による解除事由として定めている。

- 同条4項は、売主について信用不安、不祥事その他その信用、名誉若しくは社会的評価を害する事由が生じ、取引継続が不適当であると客観的に認められる場合についても解除事由としている。
- 同条5項は、これらに準ずる事由が生じたと買主が合理的な根拠に基づき判断した場合についても定めている。
- したがって、「財産を差押えしている」との情報は、単なる悪評ではなく、当該売買契約の継続可否に直接関係し得る重大な信用情報である。

条項原文は資料画像と一致している。

※資料3　「警察関係者から逮捕の太鼓判」　　X投稿

2026年9月4日19時03分22秒／岩尾俊兵 @iwaoshumpei
https://x.com/iwaoshumpei/status/2095814973813580064

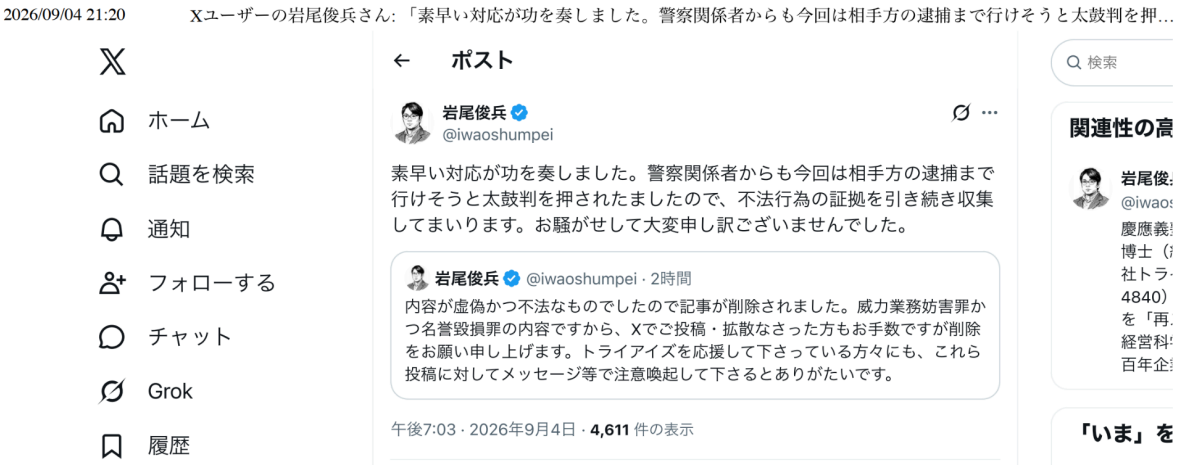

2026年9月4日19時00分40秒／岩尾俊兵 @iwaoshumpei

https://x.com/iwaoshumpei/status/2095814291824038251

【上記投稿の事実関係】

- 被告訴人は、2026年9月4日、「警察関係者からも今回は相手方の逮捕まで行けそうと太鼓判を押された」と公表
- 本投稿は、被告訴人自身の見解のみならず、「警察関係者」から逮捕に至る見込みについて肯定的な評価を受けたとの具体的内容を示している。
- 当該「警察関係者」の身分、本件との関係、実際の発言の有無及び具体的内容は、本画像からは確認できない。
- 取引先は、資料5において、この「警察関係による逮捕の太鼓判」との趣旨の発信を実際の不動産売買契約解除判断の理由として明示している。
- 投稿画面時点で、4,611件の閲覧数。

※資料4　株式会社WISE PROPERTIESを社名で特定　　X投稿

2026年9月6日22時10分47秒／岩尾俊兵 @iwaoshumpei

https://x.com/iwaoshumpei/status/2096586912412914133

【上記投稿の事実関係】

- 被告訴人は、2026年9月6日の返信において、「株式会社WISE PROPERTIESがPR TIMESにて公表した」と株式会社WISE PROPERTIESを社名で明示している。
- さらに、「WISE社を威力業務妨害罪で刑事告訴する予定」「警察関係者にも相談し」「PR TIMESは不法性を認められ削除された」などと発信している。
- 本資料は、一連の発信において株式会社WISE PROPERTIESが被告訴人の対象として明示されていることを示す。
- 資料1における「相手方」が株式会社WISE PROPERTIESを指すことを判断する上でも、被告訴人自身による後続の社名明示として重要な資料である。

※資料5　信用棄損・偽計業務妨害　※4件の不動産契約解除通知　　Eメールコピー

解除通知PDF（原資料 1頁）

2026/09/10 22:15　　株式会社WISE PROPERTIES メール - Re: 不動産売買契約の解約に関するご通知（計4件）

Gmail　　wiseproperties contact [redacted]

Re: 不動産売買契約の解約に関するご通知（計4件）

1 件のメッセージ

[redacted]

To: [redacted]

株式会社WISE PROPERTIES〔当社の担当者〕

お電話頂いておりまして、失礼しました。
契約解除について、追加でご連絡申し上げますと、今回の契約解除は契約書記載の「買い主による解除」となります。
特に差押えは契約書上の解除事由に直接該当します。

今回の東証スタンダード上場企業トライアイズ、岩尾俊平代表取締役による　御社財産を差押えをしている」という内容の発表は、御社財産が
裁判判決等を経て差押に至っていると信じるに十分な外形であると当社弁護士と確認済みです。

以上となります。
よろしくお願いします。

〔取引先A〕
〔取引先の担当者〕

On Tuesday, September 8th, 2026 at 12:24 PM, [redacted] wrote:

株式会社WISE PROPERTIES〔当社の担当者〕

大変、お世話になっております。

添付画像の通り、株式会社トライアイズ代表 岩尾俊兵氏による御社を対象とした「警察により、逮捕の太鼓判を押された」との趣旨の発表・声明を拝見いたしました。

上場企業の代表者様よりこのような声明が出されている状況に鑑み、社会的信用の観点から、弊社といたしましては貴社との取引を継続することが不可能であるとの結論に達した。

お電話でもお伝えいたしましたが、弊社（〔取引先A〕）と貴社との間で締結いたしました下記不動産売買契約（計4件）につきまして、契約解除とさせていただきま

【対象契約・物件一覧（計4件）】

1. 恩納48
   - **契約名：** 土地建物売買契約（恩納48）
   - **契約締結日：** 2026年8月20日
   - **物件名・住所（地番）：** 沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真伊武部原〔地番〕
   - **売買代金：** 89,800,000円（手付金：1,000,000円）
2. 恩納49A
   - **契約名：** 土地建物売買契約（恩納49A）
   - **契約締結日：** 2026年8月20日
   - **物件名・住所（地番）：** 沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真伊武部原〔地番〕
   - **売買代金：** 89,800,000円（手付金：1,000,000円）
3. 恩納49D
   - **契約名：** 土地建物売買契約（恩納49D）
   - **契約締結日：** 2026年8月20日
   - **物件名・住所（地番）：** 沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真伊武部原〔地番〕
   - **売買代金：** 89,800,000円（手付金：1,000,000円）
4. 恩納49E
   - **契約名：** 土地建物売買契約（恩納49E）
   - **契約締結日：** 2026年8月20日
   - **物件名・住所（地番）：** 沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真伊武部原〔地番〕
   - **売買代金：** 89,800,000円（手付金：1,000,000円）

手付金につきましては、9月15日までに当社指定の口座にお振込みをお願いします。
何卒よろしくお願い申し上げます。

〔取引先A〕

【上記記載と事実関係】

- 告訴人WPは、2026年8月20日、〔取引先A〕との間で4件の土地建物売買契約を締結しており、売買代金は各8,980万円、合計3億5,920万円である。
- 〔取引先A〕は、2026年9月8日、上記4件すべてについて契約解除を通知している。
- 当初の解除通知では、上場企業トライアイズ代表者岩尾俊兵氏による「警察により、逮捕の太鼓判を押された」との趣旨の発信を見たことを明示し、「上場企業の代表者様よりこのような声明が出されている状況」を社会的信用上の判断理由としている。
- 2026年9月10日の追加回答では、「今回の解除について契約書記載の「買い主による解除」であると説明し、「特に差押えは契約書上の解除事由に直接該当する」」と明示している。
- また、同顧客取引先は、被告訴人の発信を「トライアイズ社がWP財産を差押えをしている」という内容の発表を閲覧したことにより、WPの財産が裁判判決等を経て差押えを経て競売等の強制執行手続きのプロセスに入っていると信じるに十分な外形である」との認識を示している。
- 本資料は、契約解除の民事上の有効性そのものを示すものではなく、WPの取引先自身が岩尾俊兵氏の発表をどのように受け取り、また、それを契約解除判断、取引継続判断の理由としていた事実を示す資料である。

※資料6　「虚偽かつ不法を理由としてPRタイムス社が記事削除」　X投稿
2026年9月4日　午後7時00分
https://x.com/iwaoshumpei/status/2095814291824038251

【上記投稿の事実関係】

- 被告訴人は、2026年9月4日、「内容が虚偽かつ不法なものでしたので記事が削除されました」と公表
- 本投稿は、記事が削除されたという事実だけではなく、「虚偽かつ不法」であったことが削除理由であるとの説明を客観的事実として付加
- 被告訴人は、併せて「威力業務妨害罪かつ名誉毀損罪の内容」と留保なく述べ、第三者に投稿等の削除を求めている。
- 「名誉棄損・威力業務妨害」で「刑事事件を上乗せしていて」などと記載

※資料7　被告訴人の発表と異なるPR TIMES社による説明

1. 本件リリースの取下げについて
弊社プラットフォームのコンテンツ掲載基準に照らした、弊社の判断によるものです。
具体的には、第三者への疑惑を実名で含む内容であり、事実関係を弊社で検証できないままプレスリリースの公開を継続することにリスクがあると判断したためです。

2. 内容の真偽・適法性について
弊社は本件リリースの記載内容につきまして「虚偽である」または「違法（不法）である」という判定を行った事実はございません。

【記載との事実関係】

- PR TIMES社は、本件リリースの取下げについて、同社プラットフォームのコンテンツ掲載基準に照らした判断と説明
- 「弊社（PR TIMES社）は本件リリースの記載内容につきまして『虚偽である』または『違法（不法）である』という判定を行った事実はございません」と明確に回答
- 「内容の真実性を肯定または否定する趣旨ではございません」と回答している。
- したがって、被告訴人による「内容が虚偽かつ不法なものでしたので記事が削除されました」との説明と、PR TIMES社自身が示した取下げ理由及び判断内容は明示的に不一致

※資料8　「犯罪に該当、以前から犯罪が存在」　　X投稿
4日18時49分36秒／岩尾俊兵 @iwaoshumpei
https://x.com/iwaoshumpei/status/2095811506097299659

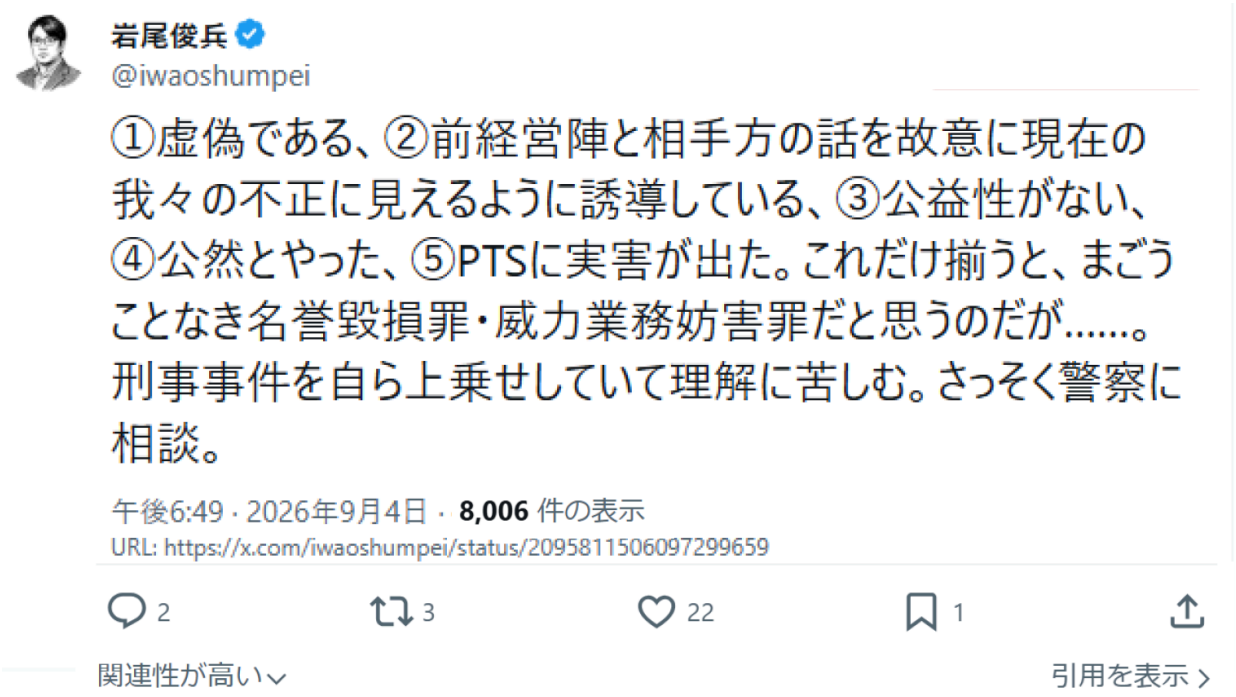

【上記投稿の事実関係】

- 被告訴人は、告訴人側の発信について、「虚偽である」「前経営陣と相手方の話を故意に現在の我々の不正に見えるように誘導している」「公益性がない」「PTSに実害が出た」などと公表している。
- その上で、「まごうことなき名誉毀損罪・威力業務妨害罪だと思うのだが……。」「刑事事件を自ら上乗せしていて」「さっそく警察に相談」と記載している。
- 告訴人側の行為について、単なる民事上の対立にとどまらず、犯罪に該当するとの趣旨を公然と発信した経緯を示す。
- 投稿画面の時点で、8,006件の表示が確認できる。

※資料9　Yahoo!ファイナンス掲示板・被告訴人投稿の全文転載　　拡散
https://finance.yahoo.co.jp/cm/message/1004840/4840/17/505
投稿日時(JST): 2026-09-04 18:52
媒体: Yahoo!ファイナンス掲示板 (株)トライアイズ【4840】
種別: 掲示板投稿
投稿者: 第三者（掲示板投稿者） SHA-256:
投稿ID：6e8870e566131bace406314000c225fe2a1f7f9cd442cce6e11afa717b27602a

【上記投稿の事実関係】

- Yahoo!ファイナンス掲示板において、2026年9月4日18時52分、「岩尾さんXから」と明記した上で、被告訴人の資料8の投稿内容が全文転載されている。
- 本資料は、被告訴人のX上の発信内容が、第三者によって別媒体へ実際に転載されたことを直接示す。
- Xを直接閲覧していない掲示板利用者にも、被告訴人の発信内容が伝播し得る状態となったことを示す。

※資料10　同掲示板・逮捕関連発信とWPと取引先の不動産契約解除　投稿

同掲示板No.418297、2026年9月7日10時25分。

【上記投稿との事実関係】

- Yahoo!ファイナンス掲示板において、被告訴人による「逮捕の太鼓判」に関する発信を引用した投稿がされている。
- 同投稿では、株式会社WISE PROPERTIESを社名で記載し、同社の契約解除に言及している。
- 被告訴人によるX上の発信が別媒体に伝播し、株式会社WISE PROPERTIESの具体的な取引関係と結び付けて言及されていた状況を示す。
- なお、本資料自体を4件の契約解除の発生又は解除理由の立証に用いる趣旨はなく、それらについては資料5を参照

※資料11　同掲示板・告訴人WPへの攻撃呼びかけ　　第三者投稿

同掲示板・保存済みスレッドNo.505。2026年9月4日18時52分。

【上記投稿との事実関係】

- Yahoo!ファイナンス掲示板において、2026年9月4日18時46分、「西新宿？の会社攻撃しちゃうか」との投稿がされている。
- 被告訴人とは別の第三者による投稿である。
- 被告訴人の一連の発信と近接した時間帯に、告訴人又はその関係会社を念頭に置いたとみられる攻撃的な反応が掲示板上に現れていた状況を示す。
- 告訴人の社員合計4名から退社通知、5名から出社拒否の多大な業務的影響が生じている。
- 本件との関係は不明だが、9月7日月曜日に当社女性スタッフの退勤時（18時15分頃）、「あんた、WISE PROPERTIESって会社の人？」と金属の棒のようなものを持った男性二人組に声をかけられ、当該スタッフは翌日、即時の退社を求め、当社もそれを容認せざるを得ず退社となった。※業務に大きな滞りが起きている。